

## 「生成A Iの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」への意見

### 該当箇所：「1. 総論」

生成A I技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立に向け、権利者と利用者にとって安全・安心な利用環境を確保することを目的に、プリンシプル・コードを策定することに賛同します。

生成A Iをめぐるのは、▽「享受目的」が存在する開発・学習に著作物が無断で利用されていること、▽インターネット上に違法にアップロードされている著作物が学習されうること、▽権利侵害複製物が生成されうることなど、権利者と利用者の双方に多くの実害と不安を与えています。

知的財産権をはじめとする権利が適切に保護され、権利者と利用者の生成A Iに対する不安を払しょくするために、本プリンシプル・コードが実効性を持って運用されることを要望します。

「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法は法的拘束力がなく審査体制も不在であるなど、事業者の自主性に強く依存しているため、強制力が欠如しています。国内の事業者が不利な競争を強いられることのないよう、運用に際しては過度の負担とならない配慮を行う一方、事業者名の公表や罰則など本プリンシプル・コードを海外の事業者に遵守させるための対策を講じることを求めます。

### 該当箇所：「2. この文書が示す原則及び例外」

#### （1）この文書が示す原則

##### 【原則1】

生成物が「享受目的」で利用され得る生成A Iの開発においては、権利者が存在する著作物を学習データとして無断利用しないことが大前提です。【原則1】で生成A I事業者に対し、透明性確保や知的財産権保護のための措置を開示するよう求めたことに賛同します。

そのうえで、「（2）知的財産権保護のための措置」の各項目に関し、以下の点を反映するよう求めます。

- 「ペイウォール等のアクセス制限の尊重やrobots.txt等の機械可読な指示に従うクローラの採用等に取り組むこと」を「ペイウォール等のアクセス制限の尊重やrobots.txt

等の機械可読な指示に従うクローラの採用等に取り組むことにより、権利者が生成A Iの学習や利用に反対の意思を示しているウェブサイトを、無断で学習や検索拡張生成（RAG）の対象としないこと」に修正するよう求めます。

（理由）

多くのユーザーが生成A Iの出力した回答で満足し、参照元のウェブサイトを訪れない「ゼロクリックサーチ」の問題が指摘されています。また、報道コンテンツの一部を有料で提供するサービスを行う報道機関においては、ペイウォール内のコンテンツの学習はビジネスモデルの毀損につながります。

報道機関のコンテンツにただ乗りするサービスが横行すれば、報道機関は収入の柱を失い、日々の取材・報道活動はもちろん、災害報道への備えや、時間やコストのかかる調査報道などを行っていくことが困難となり、人々の「知る権利」に応え、民主主義を支える役割を果たせなくなりかねません。

生成A I事業者に対しては、「ペイウォール等のアクセス制限の尊重」や「robots.txt等の機械可読な指示に従うクローラの採用等に取り組むこと」により、権利者が生成A Iの学習や利用に反対の意思を示しているウェブサイトは無断で学習や検索拡張生成（RAG）の対象としないよう求めることが必要です。

- 「いわゆる海賊版サイトなどへのクロール回避に取り組むこと」を「いわゆる海賊版サイトやプラットフォーム上の違法アップロードコンテンツなどへのクロール回避に取り組むこと」に修正するよう求めます。

（理由）

もっぱら権利侵害複製物を掲載するいわゆる海賊版サイトのみならず、大手プラットフォームやウェブサイト上にも権利侵害複製物は大量にアップロードされています。

文化庁「A Iと著作権に関する考え方について」は、「ウェブサイトが海賊版等の権利侵害複製物を掲載していることを知りながら、当該ウェブサイトから学習データの収集を行うといった行為は、厳にこれを慎むべきものである」との考えを示しています。

上記の考え方に照らし、生成A I事業者に対して、権利侵害複製物を掲載しているウェブサイトは学習データの収集対象から除外するなど、権利侵害の助長・拡散を防ぐ取り組みの徹底を求めることが必要です。

- 「知的財産権を侵害する生成物の生成を防止する技術的措置を可能な限り講ずること」を「知的財産権を侵害する生成物の生成を防止する技術的措置を講じ、その取り組み内容を公表すること」に修正するよう求めます。

(理由)

知的財産権を侵害する生成物の生成を防止する技術的措置は、その具体的な内容が示されない限り、そもそも措置を講じたのか否かですら判断することができず、権利者と利用者における不安は解消されないと考えます。

- 「知的財産権等を侵害する生成物が生成され、流通している場合には、速やかな削除および調査に努めること」を事項に追加するよう求めます。

(理由)

文化庁「A I と著作権に関する考え方について」は、A I 生成物の生成・利用が著作権侵害となる場合は利用者が責任を負うのが原則としつつ、規範的行為主体論に基づき、生成A I 開発者や生成A I 提供者も侵害の行為主体として責任を負う場合があるとしています。

上記の考え方に照らせば、生成A I によって知的財産権を侵害する生成物が生成され、流通している場合には、生成A I 事業者自身が削除および調査に努めることが必要です。特に、生成A I 事業者が自ら運営するサイトからは削除するよう求めることが必要です。

【原則1】に(3)「ディープフェイク対策のための措置」を追加するよう求めます。

(理由)

報道機関のニュースと誤認されるような虚偽の災害映像、政治家の偽動画映像、外国人ヘイト映像などのディープフェイク動画が生成されれば、国民の不安を煽り、判断を歪曲させるのみならず、報道機関への信頼や公正な報道の価値の毀損につながりかねないことを危惧します。放送事業者が制作・放送する報道・ニュース番組の模倣や出演者のディープフェイク動画で、人々を投資・商品購買の勧誘や詐欺まがいの行為にいざなえば、犯罪等の被害者を生み出しかねません。

(2)で例示された「電子透かし、C2PAその他のコンテンツの出所や来歴を証明するような技術的措置」は知的財産権保護のためのみならずディープフェイク対策の観点からも、生成A I 事業者に対して、生成物が生成A I で作られたものであることが判別できる措置を講じるよう求めることが必要です。

### 【原則2】【原則3】

権利者と利用者にとって安全・安心な利用環境を確保することを目的に【原則2】【原則3】を設けることに賛同します。

運用にあたっては、開示要求を行おうとする者に過度な負担を課すものでないことを望

みます。特に、学習の有無が分からない段階で法的手続を準備すること自体が権利者にとって大きな負担です。享受目的で著作物が利用されるなど権利侵害が明らかである場合などは、権利者が法的手続きの検討段階であっても情報開示請求できる旨が明らかな記述に修正することを求めます。生成A I事業者の対応が不十分で、知的財産が適切に保護されなかったり、権利者や利用者の生成A Iに対する不安が払しょくされなかったりする場合は、本プリンシプル・コードの目的が達成されるために、運用の見直しや原則の改定など必要な措置を講じることが必要です。

#### (2) この文書が示す原則に対する例外

いわゆるオープンソース型のソフトウェアを用いて事業を実施している生成A I事業者であっても、権利者と利用者にとって安全・安心な利用環境を確保することを目的とする本プリンシプル・コードの趣旨に照らして齟齬が生じる場合があります。この「例外」が生成A I事業者の“抜け道”とならないための対策を求めます。

#### (4) その他の事項

プリンシプル・コードの実効性を高めるために、政府において一定のインセンティブを設けることに賛同します。「一定のインセンティブを設けることも期待される」を「一定のインセンティブを設けることが必要である」に修正するよう求めます。

本プリンシプル・コードを生成A I事業者による対応の状況、国際的な取り組みの動向等を勘案し、必要に応じて改定を行うことに賛同します。改定は知的財産保護の観点や生成A I技術の進展状況に応じても行われる必要があります。「生成A I事業者による対応の状況、国際的な取り組みの動向等を勘案し」を「生成A I事業者による対応の状況、国際的な取り組みの動向、知的財産保護の観点や生成A I技術の進展状況等を勘案し」に修正するよう求めます。

以 上